



令和4年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社テーオーシー  
代表者名 代表取締役社長 大谷 卓男  
(コード番号 8841 東証スタンダード)  
問合せ先 常務取締役事務管理部門担当 石田 雅彦  
(TEL 03-3494-2111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和4年6月29日開催予定の当社第56期定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 株主総会開催場所確保の観点から、現行定款第14条（招集）を変更案第14条（招集）のとおり変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が令和4年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨を設けるものであります。  
また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 企業経営における迅速で的確な意思決定を目的として、取締役の員数の上限を、現状の15名以内より11名以内に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和4年6月29日  
定款変更の効力発生日 令和4年6月29日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (招集)</p> <p>1. ～2. (条文省略)</p> <p>3. 株主総会は、本店所在地、東京都千代田区、東京都江東区および神奈川県横浜市において招集する。</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p><u>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第18条～第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 (取締役の員数および選任)</p> <p>当社の取締役は<u>15名以内</u>とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>第21条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第13条 (現行通り)</p> <p>第14条 (招集)</p> <p>1. ～2. (現行通り)</p> <p>3. 株主総会は、本店所在地、東京都千代田区、東京都江東区および<u>東京都台東区</u>において招集する。</p> <p>第15条～第16条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第17条 (電子提供措置等)</u></p> <p><u>当社は株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載し</u> <u>ないことができる。</u></p> <p>第18条～第19条 (現行通り)</p> <p>第20条 (取締役の員数および選任)</p> <p>当社の取締役は<u>11名以内</u>とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (現行通り)</p> <p>第21条～第45条 (現行通り)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款17条 (電子提供措置等) の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上